

貨物自動車運送事業の監査について

1. 基本方針

貨物自動車運送事業者に対する監査については、輸送の安全の確保が最も重要であるという基本的認識の下に行うこととし、地方実施機関等との連携の強化を推進するとともに、過去の監査、行政処分の状況及び利用者等からの苦情等を踏まえ、事故を引き起こし、又は法令違反を犯す前の予防的なものとなるよう努めるものとする。なお、法令違反事業者等（事故又は違反を引き起こした事業者に対し輸送の安全確保を阻害する行為の関与が認められる元受事業者を含む。以下「事業者等」という。）に対する行政処分等を視野に入れた監査については引き続き実施する。

2. 監査の種類

(1) 特別監査

事業用自動車の運転者が、第一当事者と推定される死亡事故及び酒酔い運転等の悪質違反を伴う事故などで社会的影響の大きい事故を引き起こした又は悪質違反を犯した事業者等であって、過去の監査、行政処分等の状況、事故の発生状況及び都道府県公安委員会等からの通報等を勘案し、随時、監査が必要であると認められる事業者等に対して、全般的な法令遵守状況について特別に行う監査。

(2) 巡回監査

過去の監査、行政処分等の状況、事故の発生状況及び地方実施機関による調査報告並びに都道府県公安委員会等からの通報等及び利用者等からの苦情等により、著しい違法性の疑いがあり、監査が必要であると認められる事業者等に対して、原則として重点事項を定めて行う監査。

(3) 呼出し監査

上記(1)、(2)以外において、都道府県公安委員会等からの通報等により、違法性があり、監査が必要であると認められる事業者に対して、原則として重点事項を定め事業者を呼び出して行う監査。

(4) 呼出し指導

上記(1)から(3)までの監査を受けていない事業者であって、指導を行うことが必要と認められる事業者に対して、自主点検表を提出させて行う指導。